

「介護サービス情報の公表」制度の概要

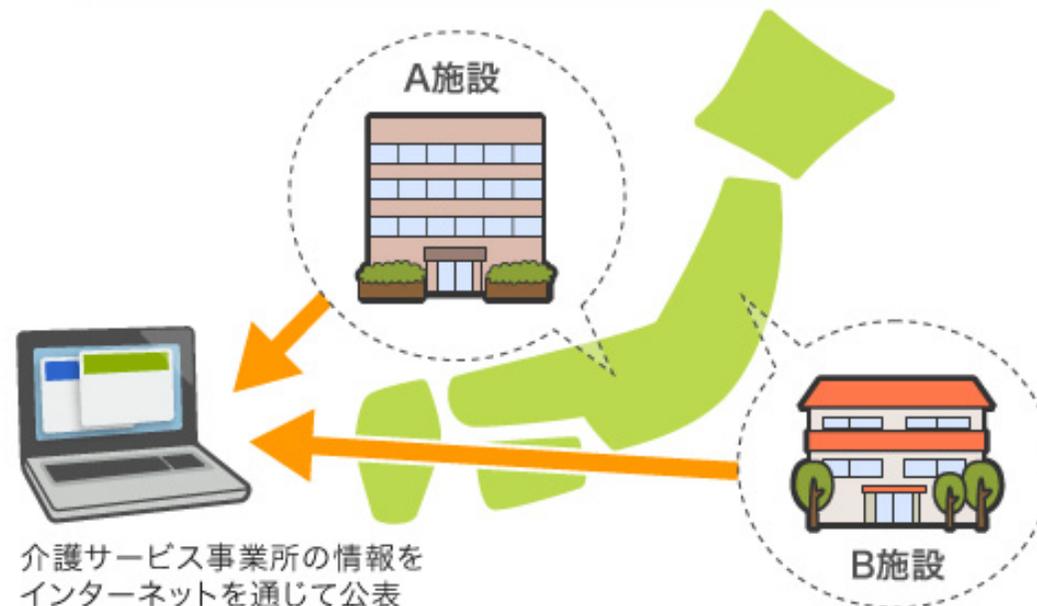
介護サービス情報の公表制度担当者会議
(平成24年8月31日開催)資料より抜粋

介護サービス情報の公表制度とは

介護保険法に基づき、平成18年4月からスタートした制度。
利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に
選ぶための情報を都道府県が提供する仕組み。

※「介護サービス情報公表システム」を使って、インターネットでいつでも誰でも情報を入手することが可能。平成24年度時点で、全国約24万か所の事業所情報が公表されている。

介護サービス情報公表制度のしくみ



制度の仕組み

○事業所情報の公表までの流れ

事業所の情報は、都道府県が公表。公表の流れは以下のとおり。

- ①毎年1回、各事業所は直近の事業所情報を都道府県に報告
- ②都道府県は内容を審査
(都道府県が必要と認める場合に訪問調査を実施(後述))
- ③都道府県はインターネットに事業所情報を掲載

公表までのフロー図



公表されている内容

○基本情報

- 1 事業所の名称、所在地等
- 2 従業者に関するもの
- 3 提供サービスの内容
- 4 利用料等
- 5 法人情報

○運営情報（見直し前は「調査情報」）

- 1 利用者の権利擁護の取組
- 2 サービスの質の確保の取組
- 3 相談・苦情等への対応
- 4 外部機関等との連携
- 5 適切な事業運営・管理の体制
- 6 安全・衛生管理等の体制
- 7 その他（従業者の研修の状況等）

制度の見直し

<見直しの背景>

情報公表制度については、都道府県知事又は指定調査機関による介護サービス事業者・施設に対する調査が義務付けられているが、事業者にとってこうした調査等の負担が大きいという指摘がある。このため、利用者にとって活用しやすいものとなるよう、検索機能や画面表示などを工夫するとともに、調査については、都道府県知事が必要と認める場合に、適切に実施することとするなど、事務の軽減を図り、手数料によらずに運営できる制度へと変更するべきである。その際は、費用負担を含めて、都道府県の負担等に配慮すべきとの意見があった。

(介護保険部会報告書「介護保険制度の見直しに関する意見(抄)」(平成22年11月30日))

①調査方法の見直し

→→ 都道府県知事が必要と認める場合に実施

②公表方法の見直し

→→ 利用者にとって活用しやすいものとなるよう工夫

①調査方法の見直しについて

○介護保険法改正

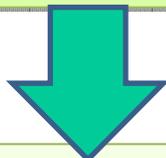
1年に1回の調査から、都道府県が必要があると認める場合に調査を行うことができる仕組みに変更する。



国会審議において、調査が任意となった場合でも、公表されている情報の正確さを確保するため、最低限必要な調査を実施する旨附帯決議がなされた

○介護保険法案に係る附帯決議

介護サービス情報の公表制度については、適正な調査が実施されるよう、都道府県、指定情報公表センター、指定調査機関その他の関係者の意見を十分に踏まえつつ、ガイドラインの作成等必要な措置を講ずること。その際、事業者より申し出がある場合には積極的に調査できるよう配慮するとともに、指定調査機関・調査員の専門性を活用すること。



附帯決議を踏まえ、ガイドラインを通知

○調査のガイドライン

附帯決議を踏まえ、国はガイドラインを通知。これを参考とし都道府県は調査の指針を策定する。

- I 調査が必要と考えられる事項
- II 調査を行わないなどの配慮をすることが適切と考えられる事項
- III 他制度等との連携により効率的に実施することが可能と考える事項

「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する指針策定のガイドライン

平成24年3月13日 厚生労働省老健局振興課長通知

※都道府県は、これを参酌して、調査指針を定める

I 調査が必要と考えられる事項

A 調査を実施すべきと考えられる事項

○新規申請時又は新規指定時

(調査項目の例)

新規申請時に調査することが必要と判断される項目を中心に調査

○新規申請又は新規指定時から一定期間(毎年実施)

(一定期間の例)

新規申請から3年間は毎年実施

(調査項目の例)

運営情報の項目を中心に調査

○事業者自ら調査を希望する場合

(調査項目の例)

事業者の希望に応じ、全ての項目若しくは運営情報を調査

※ 公表システムにおいて、自主的に調査を受けた事業所であることを明示し公表する。

B 地域の実情に応じて、調査を実施するものと考えられる事項

○更新申請時

(調査項目の例)

更新申請時に調査することが必要と判断される項目を中心に調査

○調査による修正項目の割合に応じ実施

(調査実施の例)

・修正項目の割合が一定以上の場合には、次年度も調査を実施

・修正項目の割合に応じ調査頻度を設定し実施

○一定年数毎に実施

(調査間隔の例)

2年ごとに調査

II 調査を行わないなどの配慮をすることが適切と考えられる事項

○第三者評価など、第三者による実地調査等が行われている場合

(配慮の例)

・福祉サービス第三者評価を定期的実施している事業所については、調査を行わないこととする。

・外部評価が義務付けされている地域密着型サービス事業所については、調査を行わないこととする。

○1事業所において複数サービスを実施している場合

(配慮の例)

主たるサービスの調査を実施することにより、他のサービスについては、調査を行わないこととする。

III 他制度等との連携等より効率的に実施することが可能と考えられる事項

○報告内容に虚偽が疑われる場合

(調査方法等の例) 疑いのある項目を中心に調査

(状況に応じ指導又は監査と連携し調査)

○公表内容について、利用者等から通報があった場合

(調査方法等の例) 通報があった項目を中心に調査

(状況に応じ指導又は監査と連携し調査)

○実地指導と同時実施

(調査方法等の例) 実地指導の内容を考慮のうえ、連携し調査

○状況に応じて、調査する項目を選定して実施

○その他必要に応じて実施する場合

(調査方法等の例) 食中毒や感染症の発生、火災等の問題が生じた場合に、必要な項目について管内の事業所を調査

(状況に応じ行政指導等と連携し調査)

②公表方法の見直しについて

まずは、現行システムの画面を確認してみましょう

現行公表画面①（検索画面トップ）

東京都 介護サービス情報公表システム
東京都内の介護サービス事業所の各種情報を検索できます。

しおり付き事業所はありません 用語 解説 ヘルプ

このサイトは、介護保険法の規定にもとづいて、都道府県内の介護サービス事業所・施設が、その提供するサービス内容及び運営状況に関する情報を公表するサイトです。

最初にお読みください

介護サービス選択お助けネット 簡略化した内容を公表しております。
左のボタンをクリックして、是非ご覧ください。

公表される情報について

- 都道府県内の介護サービス事業所・施設が、サービスの内容及び運営状況に関する情報を公表します。
- 公表情報は、事業所・施設ごとに、基本情報と調査情報があります。（調査情報は、都道府県が、事実確認調査をおこなった情報です。）
- 利用されるかたが、この情報などにもとづいて、より良いサービスの選択にお役立ててください。

- 介護サービス情報の公表について
- 公表されている介護サービスについて
- お勧めする検索方法

お知らせ

このページを易く見やすくなるには
このサイトのアクセシビリティについて

このページ先頭へ

情報量が多く、一目見ただけでは操作方法がわかりにくい

新システムの開発について

「見やすい」「使いやすい」「わかりやすい」

利用者の目線に立ち、選択を支援できるシステムを構築していく

公表方法の主な課題

■画面が見づらい、分かりにくい

(情報量、テキストが多く頭に入らない)

■操作方法が難しい

(どうやって検索すれば良いのか分からない)

■事業所の特色が分からない

(どこを見れば事業所の特色がわかるのか)
(現行システムは事業所のメリットが少ない)

見直しのポイント

一般の利用者の目線に立った、
分かりやすい内容に工夫

ネット初心者でも迷わず、必
要な情報が得られるよう工夫

事業所の特色が一目でわかる
よう工夫

※課題については、シルバーサービス振興会介護サービス情報公表センター調査研究における、
平成21年度介護サービス情報の公表制度支援事業利活用促進等研究会報告書
平成22年度介護サービス情報の公表制度支援事業公表画面改善のためのモデル事業報告書 等より抽出

見直し後



画面の情報量を最小限に抑え、全体をとおして「シンプル」な画面とする。
インターネット初心者でも迷わないで検索方法が分かるよう工夫。

※検索方法は「地図検索」「サービス検索」「その他（詳細検索）」の3種類から選択
また、イラスト等を活用し親しみやすいホームページに工夫。

北海道

介護事業所検索

介護サービス情報公表システム

文字サイズの変更 中 大

全国版トップ > 北海道

前のページ

- ▶ 介護保険について
- ▶ このホームページの使い方
- ▶ アンケート
- ▶ 未掲載の事業所について
- ▶ 地域包括支援センター事業所一覧
- ▶ 全国トップへ戻る

地図から探す

サービスから探す

その他の探し方

地図から探す

地図からお住まいの市区町村を選択することで市区町村内の介護サービス事業所の検索を行う。

10